

平成 30 年度竹富町国民健康保険収納対策緊急プラン

国民健康保険税の収納率向上を図るため、竹富町国民健康保険収納対策緊急プランを策定します。

1 滞納状況の解消

- (1) 加入、届出遅延者に対して、町広報誌やホームページを活用し、加入手続き及び遡及課税の周知徹底を行う。
- (2) 町広報誌やホームページを活用し、他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続き方法を周知し、異動届の提出を勧奨する。
- (3) 所得未申告者に対し申告勧奨を行い、適正課税に勤める。
- (4) 年 2 回以上の催告書を送付し、納付の勧奨に勤める。
- (5) 税務課との連携で情報の共有化を図り、一体的な対策に努める。
- (6) 失業等による納付困難な世帯について、保険税減免の積極的推進を図る。
- (7) 納付相談時に生活保護申請が必要な状況にもかかわらず、生活保護の申請を行わない被保険者の発見に努め、資産状況、収入状況を把握して、早期に生活保護の申請を勧奨する。
- (8) 督促状等の郵便物の返戻があった場合は、居所不明者の実態調査を町民課と連携し、適正課税、徴収を図る。
- (9) 時効完成前に納入勧奨を行うとともに、時効が完成したら迅速に不納欠損処理を行う。

2 徴収方法の改善等

- (1) 口座振替の利便性を周知し、勧奨する。
- (2) 滞納者に対する療養費等の現金給付がある時は、申請時に納税相談を行う。
- (3) 滞納者の財産調査等を行い、効率的な滞納処分を実施する。
- (4) 収納強化月間を設定し、電話催告等を行う。
- (5) 被保険者の支払の利便性を高めるため、コンビニ収納の実施をする。

3 滞納処分の実施

- (1) 滞納者が転出した場合は、その転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- (2) 1 年以上の長期滞納者については、預貯金調査、給与、不動産等の財産調査をし、差押え処分を早期に行う。